

倒産手続と登記・登録の重要性

～あるリース物件を例にして～

辻田 俊幸
Toshiyuki Tsujita

PROFILEはこちら



1 はじめに

契約の相手方について、破産・民事再生手続が開始されると、破産手続であれば破産管財人が選任され(破産法31条)、民事再生手続であれば当該相手方は再生債務者となります(民事再生法2条1号)。このように相手方の属性が変化する結果、従前であれば主張できたことも、破産・民事再生手続開始決定後になると主張できなくなることがあります。

そこで、以下では、そのような例の一つとして、リース物件の使用者について破産・民事再生手続が開始された場合におけるリース会社の別除権の行使の可否について、具体的なケースをもとに解説いたします。

2 ケース

株式会社A社は大型車両を用いて土砂の運搬や公共工事等を行っている。A社は事業において使用する大型車両(いずれも登録ができる物件)をリース会社からファイナンスリース契約により調達していた。リース会社は、登録費用の節約やメーカー(サプライヤー)とリース会社が関連会社であって融通の利く関係であることから、リース物件である大型車両の登録をメーカーのままにしていた。その後、この状態のまま、A社についての民事再生手続が開始された。

登録

メーカー (サプライヤー)

売
買
契
約

ファイナンス
リース契約

リース会社

A社

登録なし

民事再生開始



3 解説

(1) 破産管財人・再生債務者の第三者性(原則論)

上記のケースでは、リース会社は、A社の再生手続開始決定時に、リース物件である大型車両について所有者としての登録を有していませんが、リース会社は再生債務者A社に対して別除権を主張することが認められるでしょうか。

まず、登記・登録ができる物件の物権変動は、登記・登録がなければその効力を「第三者」に対して主張することができません。ここでいう「第三者」には、破産管財人や再生債務者も含まれるとされています。そのため、再生手続開始決定時に登録を有しないリース会社は再生債務者A社に対して原則として別除権を主張することができません(なお、紙幅の都合上、詳細は割愛しますが、所有権留保に関する最判平成22年6月4日・民集64巻4号1107頁も結論においては同様です。)

なお、破産管財人は、裁判所が選任した、破産者とは無関係の人ですから、「第三者」に該当するとされることは感覚的に分かりやすいと思います。他方で、再生債務者については、原則として、再生手続開始前後で代表者に変更がなく、再生手続開始決定後も財産の管理処分権を継続して有していることから(民事再生法38条1項)、「第三者」には該当しないとも思えますが、再生債務者は再生債権者のために公平かつ誠実に財産を管理処分すべき義務を負い(同条2項)、再生債権者の利益代表機関としての責務を負うことから、「第三者」に該当すると考えられています。

(2) 背信的悪意者の主張(例外論)の可否

もっとも、「第三者」である再生債務者A社がいわゆる背信的悪意者である場合、リース会社は登録なくして再生債務者A社に別除権を対抗できると考えられます。第三者の善意思

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

意について、破産の場合には破産管財人ではなく破産債権者全員を基準に判断されると考えられており、民事再生の場合には再生債権者全員を基準として考えるべきとされています。

そうすると、本件では、再生債権者の数が極めて少数でその全員がA社の事業内容に精通していたような場合でもない限り、再生債権者全員が、当該物件がリース物件であることを知っていたというケースはないと思われます。そのため、再生債権者全員を基準とすると、少なくとも再生債務者が背信的悪意者であるとはいえないと判断される事案が多いと思われる、このような一般的な事案においては、リース会社は再生債務者に対し、背信的悪意者である旨の主張ができないこととなります。

(3) 最判平成10年2月13日の法理(例外論)の適否

なお、第三者の悪意を立証できなくとも、客観的状況から第三者を民法177条の「第三者」として保護しないとしたものとして、最判平成10年2月13日・民集52巻1号65頁があります。この判例は、通行地役権についてのものであり、担保権にその射程が当然に及ぶとはいえませんが、仮にこの判例の考え方が再生債務者の「第三者」性の判断にも及ぶとすると、リース物件の使用状況といった客観的な状況から当該物件がリース物件であることを再生債権者が認識できたとして、この判例の説示する信義則の法理により再生債務者が民法177条の「第三者」に当たらないとする余地が全くないわけではありません。他方で、この判例は信義則をその根拠としている反面、再生債務者は再生手続開始の決定に応じて上記のとおり公平誠実義務を負うことが再生債務者の「第三者」性の根拠の一つであるため、単にリース物件に関する客観的状況と、これについての再生手続開始前の再生債権者の認識のみを基礎として「第三者」性を否定するような場面は、中々想定しづらいのかも知れません。

なお、大阪地裁平成20年10月31日・判タ1300号205頁が、再生手続開始決定前に根抵当権の設定登記を遅らせるよう

な不誠実な行為を再生債務者が行っていたとしても、そのことは再生債務者の「第三者」性に影響を与えない旨を判示していることなども、再生債務者の「第三者」性を理解する上で、参考になるものと思われます。

(4) さいごに

以上で検討したとおり、リース会社の立場からは、ユーザー(A社の立場)である会社が破産・民事再生手続開始に至る可能性を考慮して、リース物件の購入後速やかに所有者としての登録を得ておくことが肝要といえます。特に、前述のケースのように、登録費用の節約のほか、メーカー(サプライヤー)とリース会社が関連会社等で融通の利く関係であることから登録をメーカー(サプライヤー)のままにしておく例が見られますが、A社がひとたび破産・民事再生手続開始に至れば、そのような事情が考慮されることはなく、破産法・民事再生法のルールに従って画一的に処理され、リース会社による別除権の行使は認められないことになるので注意を要します。

なお、今回はファイナンスリース契約を例として説明しましたが、抵当権等の典型担保権はもちろん、所有権留保や譲渡担保等の非典型担保権についても、開始決定時に登記・登録がなければ、原則として破産管財人・再生債務者に対抗できないことは同様ですので、担保権者の視点で見れば、基本的なことではありますが、登記・登録を怠らないことが重要といえます。